公 示 送 達 書

菊川市告示第 192 号

令和８年 7 月 1 日

静岡県菊川市長　　長谷川 寛 彦 印

下記の送達すべき書類については、菊川市役所税務課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

記

送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類の名称		備考
佐々木　タカオ	令和8年度	固定資産税　第1期督促状	
松下　豊(松下豊平分)	令和8年度	固定資産税　第1期督促状	
松下　豊(松下喜江・松下豊平分)	令和8年度	固定資産税　第1期督促状	
松本　佳文	令和8年度	固定資産税　第1期督促状	
横山　拓未、横山　誠	令和8年度	固定資産税　第1期督促状	
落合　榮子、落合　英行	令和8年度	固定資産税　第1期督促状	